

J Aしまね安全・安心な農産物づくり運営規程

(目的)

第1条 この規程は、島根県農業協同組合において、安全・安心な農産物の生産活動を実施することを目的に定めるものとする。

(規程の適用範囲)

第2条 この規程を適用する範囲は、J Aしまね（以下、「J A」という。）を通じて共同販売を行う生産者及びJ Aの施設を利用する者とする。

(栽培基準等の策定)

第3条 各生産者組織は、栽培方法、防除方法等を定めた栽培基準等（以下、「栽培基準」という。）を策定する。

(協定書の締結)

第4条 各生産者組織は、生産者組織とJ Aとの間に協定書を締結し、又、生産者組織がない作物については、生産者個々とJ Aとの間に協定を締結し、栽培基準に沿って生産活動を行う。

(栽培基準項目)

第5条 栽培基準には、以下の項目について明確に記載する。

- 1 肥培管理及び除草・病虫害防除に関する項目
- 2 収穫、出荷に関する項目
- 3 その他必要な事項

(生産者の役割)

第6条 各生産者組織では、栽培講習会や出荷協議会等で、生産履歴の記帳、栽培基準に沿った適正な農薬使用等について徹底する研修会を開催し、生産者の安全安心な農産物づくりを徹底する。

(J A担当者の役割)

第7条 J Aは作物担当農指導員を中心に、生産者組織と連携し栽培基準の徹底や生産履歴の記帳運動を指導することに加え、生産履歴担当者（以下、「J A担当者」という。）として確認作業を行う。

(書類の保存期間)

第8条 各生産者組織と生産者は、下記の書類を3年間保管し、情報開示が可能な体制を整備しておく。

- 1 栽培基準
- 2 協定書
- 3 生産者組織・グループリスト
- 4 生産者名簿
- 5 生産履歴記録簿

(生産履歴の記帳)

第9条 各生産者は、栽培品目・品種・圃場・作型別等に栽培履歴管理簿を作業毎に記帳する。

(記帳項目)

第10条 J A担当者は栽培履歴管理簿に記帳する項目を事前に記載したものを配布する。

(管理簿の点検及び提出)

第11条 各生産者は、J A担当者の指示のもと、記帳内容について自己点検し、指定された時期に各生産者組織へ提出する。

(表示及び基準に適合しない農産物の処置)

第12条 栽培基準が守られていない農産物は、共販物としては取り扱わない。又、法令にふれるような過失があった場合は、該当農産物の出荷を停止する。

(内部確認・報告)

第13条 J Aは、各作物の安全・安心な農産物づくりの体制・活動について、地区本部は毎月自主点検を行い、本店は半期毎に確認を行い、その結果をリスク管理担当部署へ報告する。

(取引先への報告)

第14条 J A及び各生産者組織は、取引先からの開示要請があった場合、必要に応じて提出することが出来ることとする。また、取引先から内部監査の受監結果を求められた場合は、受監の結果を記載したものを提出できることとする。

(改善指導)

第15条 自主点検又は確認の結果、改善事項がある場合、J Aは速やかに各生産者組織に改善指導を行う。

(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃は、理事会の決定による。

附 則

この規程は、平成31年1月30日より実施する。